

免許状更新講習を受講し、更新講習履修証明書が大学から届いた方や
免除・延期（延長）申請をしようとする方の、申請手続きについて

旧免許状所持者又は新免許状所持者の方で、修了確認期限（有効期間満了の日）の2年2か月前から2か月前の2年間にあたっている方は、更新講習受講期間・申請期間にあたっています。

すでに更新講習開設大学等で30時間以上の講習を受講し、所定の時間数の「講習履修証明書」がお手元に届いた方は、必ず大阪府教育委員会に「更新講習修了確認申請」を行ってください。

申請書の様式・申請方法・申請に必要な書類は大阪府ホームページに掲載しています。

更新制の手続きのページへ簡単に入る方法

- 1) ホームページ検索サイトから、「大阪府 教員免許」と入力。検索ボタンをクリック。
(大阪府と教員免許の間は1文字開けるのがコツ。)

大阪府 教員免許 検索 ←CLICK!

- 2) 検索結果が出てきたら、「大阪府／教員免許状」のリンクをクリック。

大阪府／教員免許状
www.pref.osaka.lg.jp > kyoshokuink > menkyo ▾
教員免許更新制の手続きに関するお問合せ集 (Q&A) (参考) 教員免許更新制にかかる講習の受講をすべて終了した方の更新講習修了確認申請手続きについて すでに大阪府教育庁に講師登録をしている方が教員免許状を更新したとき

教員免許更新制 そのため、大阪府教育委員会が授与した教員免許状であれば大阪府教育委員 ...	免許法認定講習 免許法認定講習 大阪府、大阪市、堺市の教育委員会が連携して開設していま ...
--	---

さらに表示 ▾

大阪府／教員免許更新制
www.pref.osaka.lg.jp > kyoshokuink > kousinsei ▾

- 3) 大阪府ホームページの「教員免許状」のページが開きます。

「B 教員免許更新制」の見出しの下に、それぞれ手続きの案内ページへスキップできるリンクがあります。

A 教員免許状関係手続

1. 教員免許状の授与申請 (○) (※「幼稚園特例」(保育士の実務経験活用による免許申請)は、8をご覧ください)
2. 教員免許状の書換 (■)
3. 教員免許状の再交付 (■)
4. 教員免許状の書換・再交付 (■)
5. 教員免許状授与証明書の発行 (■)
6. 教員免許状の授与証明書(都道府県別お問い合わせ先)
7. 教員免許状授与申請のための単位修得特例 (事前予約制)
・教員としての在職年数と単位修得により、上級免許状を取得したい
・教員としての在職年数と単位修得により、隣接する学校種の免許状を取得したい
・所有免許状(中・高)を基礎として、単位修得により同職種・他教科の免許状を取得したい など
8. 幼稚園教諭免許状取得の特例制度 (○)

B 教員免許更新制(郵送手続可)

1. 教員免許更新制
2. 【更新】免許状更新講習の修了・履修による更新講習修了確認の申請手続 (■)
3. 【更新(期限後)】修了確認期限経過後の更新講習修了確認の申請手続 (■) (修了確認期限を経過している方の更新申請手続きはこちらをご覧ください。)
4. 【延期】休職・休業や新たな免許状の取得等による修了確認期限延期の申請手続 (■)
5. 【免除】教員を指導する立場にある者等による免許状更新講習免除の申請手続 (■)
6. (お知らせ) 卒業教諭免許状をお持ちの方の教員免許更新制に関する手続について
7. 更新講習受講対象者証明書の交付(大阪府内公立学校の教員勤務経験者・講師希望者登録者) (■)

「B 教員免許更新制」

次のページへつづく

- ① 更新講習の受講を終えて、履修証明書が届き、更新講習修了確認申請ができる状態の方
→ B-2 「**【更新】免許状更新講習の修了・履修による更新講習修了確認の申請手続**」のリンクをクリック。
- ② 免除対象職にあたるなどにより、更新講習免除の申請ができる方
→ B-5 「**【免除】教員を指導する立場にある者等による免許状更新講習免除の申請手続**」のリンクをクリック。
- ③ 修了確認期限の延期申請をしようとする方
→ B-4 「**【延期】休職・休業や新たな免許状の取得等による修了確認期限延期の申請手続**」のリンクをクリック。

※新型コロナウイルス感染症の影響により更新講習を受講できない場合についても、修了確認期限の延期(有効期間の延長)が可能です。申請方法等については本府 HP ([新型コロナウイルス感染症の影響による免許状更新講習の修了確認期間の延期又は教員免許状の有効期限の延長について](#))をご確認ください。

「教員免許状」のページへ入るためのリンク↓

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuink/menkyo/index.html>

【参考】「旧免許状所持者」と「新免許状所持者」

授与年月日（取得年月日）

中学校教諭一種免許状

本籍地 大阪府
氏名 浪速 太郎
平成四年十一月十一日生

社会記
右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について中学校教諭一種免許状を授与する。

平成二十七年三月三十一日
平二六中一第九九九九号

大阪府教育委員会

基礎資格 学士の学位を有する

教育機関名等 免許大学 入文学部 入学生科
十二単位以上修得の分野名
卒業又は修了の年月日 平成二十七年三月二十五日

修得単位 教科に關する科目 二〇単位以上
教職に關する科目 三一単位以上
教育職員免許法施行規則第六十六条の六に定める科目 八単位以上

資格認定試験 合格年月日 *

有効期間の満了の日 平成二十七年三月三十一日

備考 再行して予行修得期間

有効期間の満了の日
(新免許状所持者の免許状にのみ記載あり)

旧免許状所持者

平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された教員免許状を 1 種類でもお持ちの方

→ 「有効期間の満了の日」の記載は、ありません。←

(旧免許状所持者が H21.4.1 以降に新たに教員免許状を授与されたとしても、その教員免許状にも同様に有効期間の満了の日の記載は、ありません。)

→ 生年月日によって、修了確認期限が割り振られます。

(ただし、平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方の修了確認期限は、栄養教諭免許状の授与年月日で割り振られます。)

新免許状所持者

平成 21 年 4 月 1 日以降にはじめて教員免許状を授与された方

→ お持ちの教員免許状には「有効期間の満了の日」が記載されています。←

→ 更新講習を受講できる期間は、生年月日では決まりませんので、ご注意ください。

(更新講習を受講できる期間は、有効期間の満了の日の 2 年 2 か月前から 2 か月前までの 2 年間です。)

※ なお、「有効期間の満了の日」の日付が異なる複数の教員免許状を有する方は、最も遅い有効期間の満了の日が、その方自身の「有効期間の満了の日」となります。